

第一級海上無線通信士 第二級海上無線通信士 第三級海上無線通信士	「法規」試験問題
---	----------

20問 2時間30分

A-1 次の者のうち、総務大臣が無線局の免許を与えないことができる者に該当するものはどれか。電波法（第5条）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 無線局を廃止し、その廃止の日から2年を経過しない者
- 2 無線局の免許の取消しを受け、その取消しの日から2年を経過しない者
- 3 無線局の免許の有効期間満了により免許が効力を失い、その効力を失った日から2年を経過しない者
- 4 無線局の予備免許の際に指定された工事落成の期限経過後2週間以内に工事が落成した旨の届出がなかったことにより免許を拒否され、その拒否の日から2年を経過しない者

A-2 次の記述は、変更検査について述べたものである。電波法（第18条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 電波法第17条（変更等の許可）第1項の規定により **A** 又は無線設備の変更の工事の許可を受けた免許人は、総務大臣の検査を受け、当該変更又は工事の結果が同条同項の許可の内容に適合していると認められた後でなければ、 **B** を運用してはならない。ただし、総務省令で定める場合は、この限りでない。
- ② ①の検査は、①の検査を受けようとする者が、当該検査を受けようとする無線設備について登録検査等事業者（注1）又は登録外国点検事業者（注2）が総務省令で定めるところにより行った当該登録に係る点検の結果を記載した書類を総務大臣に提出した場合においては、 **C** を省略することができる。

注1 登録検査等事業者とは、電波法第24条の2（検査等事業者の登録）第1項の登録を受けた者をいう。

注2 登録外国点検事業者とは、電波法第24条の13（外国点検事業者の登録等）第1項の登録を受けた者をいう。

A	B	C
1 無線設備の設置場所の変更	当該無線局の無線設備	当該検査
2 通信の相手方、通信事項若しくは無線設備の設置場所の変更	当該無線局の無線設備	当該検査
3 無線設備の設置場所の変更	許可に係る無線設備	その一部
4 通信の相手方、通信事項若しくは無線設備の設置場所の変更	許可に係る無線設備	その一部

A-3 次の記述は、遭難通信責任者の配置について述べたものである。電波法（第50条）及び電波法施行規則（第35条の2）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 旅客船又は総トン数300トン以上の船舶であって、国際航海に従事するものの義務船舶局には、遭難通信責任者（その船舶における **A** に関する事項を統括管理する者をいう。）として、総務省令で定める無線従事者であって、船舶局無線従事者証明を受けているものを配置しなければならない。
- ② ①の総務省令で定める無線従事者は、次の(1)から(3)までのいずれかの資格を有する者とする。
 - (1) 第一級総合無線通信士又は第一級海上無線通信士
 - (2) 第二級海上無線通信士
 - (3) 第三級海上無線通信士
- ③ 遭難通信責任者は、当該無線局に選任されている無線従事者のうち、②の(1)から(3)までの **B** とする。
- ④ **C** は、遭難通信責任者が病気その他やむを得ない事情によりその職務を行うことができないときは、当該無線局に選任されている無線従事者のうちから遭難通信責任者に代わってその職務を行う者を指名することができる。

A	B	C
1 遭難通信	順序に従い、できるだけ上位の資格を有する者	無線局の免許人
2 遭難通信	うち、主任無線従事者の選任の届出がされた者	船舶の責任者
3 遭難通信、緊急通信及び安全通信	順序に従い、できるだけ上位の資格を有する者	船舶の責任者
4 遭難通信、緊急通信及び安全通信	うち、主任無線従事者の選任の届出がされた者	無線局の免許人

A-4 次の記述は、義務船舶局の無線設備について述べたものである。無線設備規則（第38条及び第38条の4）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 義務船舶局に備えなければならない無線電話であって、 A を使用するものの空中線は、 B に設置されたものでなければならない。
- ② ①の無線電話は、航海船橋において通信できるものでなければならない。
- ③ 義務船舶局の備えなければならない無線設備（遭難自動通報設備を除く。）は、通常操船する場所において、 C を送り、又は受けることができるものでなければならない。
- ④ 義務船舶局に備えなければならない D は、通常操船する場所から遠隔制御できるものでなければならない。ただし、通常操船する場所の近くに設置する場合は、この限りでない。
- ⑤ ②から④までの規定は、船体の構造その他の事情により総務大臣が当該規定によることが困難又は不合理であると認め、別に告示する無線設備については、適用しない。

	A	B	C	D
1	F 3 E 電波 1 5 6 . 8 M H z	航海船橋の近く	遭難通信及び航行の安全に関する通信	衛星非常用位置指示無線標識及び 捜索救助用レーダートランスポンダ
2	F 3 E 電波 1 5 6 . 8 M H z	船舶の できる限り上部	遭難通信	衛星非常用位置指示無線標識
3	J 3 E 電波 2 , 1 8 2 k H z	航海船橋の近く	遭難通信	衛星非常用位置指示無線標識及び 捜索救助用レーダートランスポンダ
4	J 3 E 電波 2 , 1 8 2 k H z	船舶の できる限り上部	遭難通信及び航行の安全に関する通信	衛星非常用位置指示無線標識

A-5 義務船舶局の無線設備の機能試験に関する次の記述のうち、無線局運用規則（第6条、第7条及び第8条の2）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 義務船舶局の無線設備（デジタル選択呼出装置による通信を行うものに限る。）は、その船舶の航行中毎日1回以上、当該無線設備の試験機能を用いて、その機能を確認しておくなければならない。
- 2 双方向無線電話を備えている義務船舶局においては、その船舶の航行中毎月1回以上当該無線設備によって通信連絡を行い、その機能を確認しておくなければならない。
- 3 インマルサット高機能グループ呼出受信機を備えている義務船舶局においては、その船舶の航行中毎日1回以上、当該受信機の試験機能を用いて、その機能を確認しておくなければならない。
- 4 義務船舶局の遭難自動通報設備においては、その船舶の航行中毎月1回以上、別に告示する方法により、当該設備の試験機能を用いて、その無線設備の機能を確認しておくなければならない。

A-6 次の記述は、海上移動業務の無線局における電波を発射する前の措置について述べたものである。無線局運用規則（第19条の2）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 無線局は、相手局を呼び出そうとするときは、電波を発射する前に、 A に調整し、自局の発射しようとする B によって聴守し、他の通信に混信を与えないことを確かめなければならない。ただし、遭難通信、緊急通信、安全通信及び電波法第74条（非常の場合の無線通信）第1項に規定する通信を行う場合は、この限りでない。
- ② ①の場合において、他の通信に混信を与える ^{おそれ} があるときは、 C でなければ呼出しをしてはならない。

	A	B	C
1	受信機を最良の感度	電波の周波数その他必要と認める周波数	その通信が終了した後
2	受信機を最良の感度	電波の周波数	少なくとも10分間経過した後
3	送信機を通常の動作状態	電波の周波数その他必要と認める周波数	少なくとも10分間経過した後
4	送信機を通常の動作状態	電波の周波数	その通信が終了した後

A-7 海上移動業務における無線電話通信の呼出し及び応答に関する次の記述のうち、無線局運用規則（第20条、第21条、第23条、第14条、第18条及び第58条の11）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 呼出しは、順次送信する次に掲げる事項によって行うものとする。
(1) 相手局の呼出名称 3回以下 (2) こちらは 1回 (3) 自局の呼出名称 3回以下
- 2 無線局は、自局に対する呼出しを受信したときは、直ちに応答しなければならない。
- 3 呼出しに対する応答は、順次送信する次に掲げる事項によって行うものとする。
(1) 相手局の呼出名称 3回以下 (2) こちらは 1回 (3) 自局の呼出名称 3回以下
- 4 呼出しは、1分以上の間隔をおいて3回反復することができる。呼出しを反復しても応答がないときは、少なくとも15分間の間隔をおかなければ、呼出しを再開してはならない。

A-8 次の記述は、海上移動業務におけるデジタル選択呼出通信について述べたものである（注）。無線局運用規則（第58条の5及び第58条の6）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

注 遭難通信、緊急通信及び安全通信を行う場合を除く。

- ① 海岸局における呼出しは、45秒間以上の間隔をおいて2回送信することができる。
- ② 船舶局における呼出しは、 A 送信することができる。これに応答がないときは、少なくとも15分間の間隔をおかなければ、呼出しを再開してはならない。
- ③ 自局に対する呼出しを受信したときは、海岸局にあつては5秒以上4分半以内に、船舶局にあつては B に応答するものとする。
- ④ ③の応答は、次に掲げる事項を送信するものとする。
(1) 呼出しの種類 (2) 相手局の識別信号 (3) 通報の種類 (4) 自局の識別信号
(5) 通報の型式 (6) 通報の周波数等 (7) 終了信号
- ⑤ ④の送信に際して直ちに通報を受信することができないときは、その旨を「通報の型式」で明示するものとする。
- ⑥ ④の送信に際して相手局の使用しようとする電波の周波数等によって通報を受信することができないときは、「通報の周波数等」に C を明示するものとする。

	A	B	C
1	5分間以上の間隔をおいて2回	5分以内	自局の希望する代替りの電波の周波数等
2	5分間以上の間隔をおいて2回	10分以内	その電波の周波数等では通報を受信することができない旨
3	2分間以上の間隔をおいて3回	10分以内	自局の希望する代替りの電波の周波数等
4	2分間以上の間隔をおいて3回	5分以内	その電波の周波数等では通報を受信することができない旨

A-9 次に掲げる無線局のうち、遭難警報に係る遭難通信の宰領を行う無線局に該当するものはどれか。無線局運用規則（第83条）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 遭難船舶局
- 2 遭難通報を送信した無線局
- 3 海上保安庁の無線局又はこれから遭難通信の宰領を依頼された無線局
- 4 遭難船舶局又は遭難通報を送信した無線局から遭難通信の宰領を依頼された無線局

A-10 次の記述は、遭難通信及び緊急通信について述べたものである。電波法（第66条及び第67条）及び無線局運用規則（第93条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

① 海岸局等（注）は、遭難通信を受信したときは、他の一切の無線通信に優先して、直ちにこれに応答し、かつ、遭難している船舶又は航空機を救助するため **A** に対して通報する等総務省令で定めるところにより救助の通信に関し最善の措置をとらなければならない。

注 海岸局等とは、海岸局、海岸地球局、船舶局及び船舶地球局をいう。以下同じ。

② 無線局は、遭難信号又は電波法第52条（目的外使用の禁止等）第1号の総務省令で定める方法により行われる無線通信を受信したときは、 **B** の発射を直ちに中止しなければならない。

③ 海岸局等は、遭難通信に次ぐ優先順位をもって、緊急通信を取り扱わなければならない。

④ 海岸局等は、緊急信号又は電波法第52条（目的外使用の禁止等）第2号の総務省令で定める方法により行われる無線通信を受信したときは、遭難通信を行う場合を除き、その通信が **C** （モールス無線電信又は無線電話による緊急信号を受信した場合には、少なくとも3分間）継続してその緊急通信を受信しなければならない。

A	B	C
1 通信可能の範囲内にあるすべての無線局	遭難通信を妨害する虞 ^{おそれ} のある電波	終了するまでの間
2 通信可能の範囲内にあるすべての無線局	すべての電波	自局に関係のないことを確認するまでの間
3 最も便宜な位置にある無線局	遭難通信を妨害する虞 ^{おそれ} のある電波	自局に関係のないことを確認するまでの間
4 最も便宜な位置にある無線局	すべての電波	終了するまでの間

A-11 次の記述は、海上移動業務における他の無線局の遭難警報の中継の送信等について述べたものである。無線局運用規則（第78条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

① 船舶又は航空機が遭難していることを知った船舶局、船舶地球局、海岸局又は海岸地球局は、次の(1)及び(2)に掲げる場合には、遭難警報の中継又は遭難通報を送信しなければならない。

(1) 遭難している船舶の船舶局、遭難している船舶の船舶地球局、遭難している航空機の航空機局又は遭難している航空機の航空機地球局が **A** 遭難警報又は遭難通報を送信することができないとき。

(2) 船舶、海岸局又は海岸地球局の **B** が救助につき更に遭難警報の中継又は遭難通報を送信する必要があると認められたとき。

② 無線局運用規則第83条（遭難警報の宰領）第4項の規定により **C** 無線局は、遭難した船舶の救助につき遭難警報の中継又は遭難通報を送信する必要があると認められたときは、その送信をしなければならない。

A	B	C
1 遭難通信用の電波で	責任者	遭難警報に応答した
2 遭難通信用の電波で	責任者又は無線従事者	遭難警報に係る遭難通信の宰領を行う
3 自ら	責任者又は無線従事者	遭難警報に応答した
4 自ら	責任者	遭難警報に係る遭難通信の宰領を行う

A-12 次の記述は、総務大臣に対する報告について述べたものである。電波法（第80条及び第81条）及び電波法施行規則（第42条の3）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から5までのうちから一つ選べ。

- ① 無線局の免許人は、次に掲げる場合は、総務省令で定める手続により総務大臣に報告しなければならない。
- (1) A を行ったとき。
 - (2) 電波法又は電波法に基づく命令の規定に違反して運用した無線局を認めたとき。
 - (3) 無線局が外国において、 B とき。
- ② 総務大臣は、 C その他無線局の適正な運用を確保するため必要があると認めるときは、免許人に対し、無線局に関し報告を求めることができる。
- ③ 免許人は、①の場合は、できる限り速やかに、文書によって、総務大臣又は総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）に報告しなければならない。この場合において、遭難通信及び緊急通信にあつては、 D ときに限り、安全通信にあつては、総務大臣が別に告示する簡易な手続により、当該通報の発信に関し、報告するものとする。

A	B	C	D
1 遭難通信、緊急通信、安全通信又は非常通信	あらかじめ総務大臣が告示した以外の運用の制限をされた	無線通信の秩序の維持	当該通報を発信したとき又は遭難通信を宰領した
2 遭難通信、緊急通信又は安全通信	あらかじめ総務大臣が告示した以外の運用の制限をされた	無線通信の円滑な疎通	当該通報を発信した
3 遭難通信、緊急通信、安全通信又は非常通信	あらかじめ総務大臣が告示した以外の運用の制限をされた	無線通信の秩序の維持	当該通報を発信した
4 遭難通信、緊急通信又は安全通信	当該外国の主管庁による無線局の検査を受けた	無線通信の円滑な疎通	当該通報を発信した
5 遭難通信、緊急通信、安全通信又は非常通信	当該外国の主管庁による無線局の検査を受けた	無線通信の円滑な疎通	当該通報を発信したとき又は遭難通信を宰領した

A-13 有害な混信、遭難の呼出し及び通報並びに虚偽の遭難信号、緊急信号、安全信号又は識別信号に関する次の記述のうち、国際電気通信連合憲章（第45条から第47条まで及び附属書）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 すべての局は、その目的のいかんを問わず、他の構成国、認められた事業者その他正当に許可を得て、かつ、無線通信規則に従って無線通信業務を行う事業者の無線通信又は無線業務に有害な混信を生じさせないように設置し及び運用しなければならない。
- 2 「有害な混信」とは、国際電気通信業務の運用を妨害し、又は無線通信規則に従って行う無線通信業務の運用に影響を与える「許容し得る混信」の程度を超える混信をいう。
- 3 無線通信の局は、遭難の呼出し及び通報を、いずれから発せられたかを問わず、絶対的優先順位において受信し、同様にこの通報に応答し、及び直ちに必要な措置をとる義務を負う。
- 4 構成国は、虚偽の遭難信号、緊急信号、安全信号又は識別信号の伝送又は流布を防ぐために有用な措置をとること並びにこれらの信号を発射する自国の管轄の下にある局を探知し及び識別するために協力することを約束する。

A-14 国際電気通信連合憲章、国際電気通信連合条約又は無線通信規則の違反を認めるときにとるべき措置に関する次の記述のうち、無線通信規則（第15条）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 局が行った重大な違反に関する申入れは、この違反を認めた主管庁がこの局を管轄する国の主管庁に行わなければならない。
- 2 国際電気通信連合憲章、国際電気通信連合条約又は無線通信規則の違反を認めた局は、その旨をその違反をした者の属する国の主管庁に報告する。
- 3 国際電気通信連合憲章、国際電気通信連合条約又は無線通信規則の違反を認めた検査官は、その旨をその検査官の属する国の主管庁に報告する。
- 4 主管庁は、その権限が及ぶ局が国際電気通信連合条約又は無線通信規則の違反を行ったことを知った場合には、事実を確認して責任を定め、必要な措置をとる。

A-15 次の記述は、海上における遭難及び安全に関する世界的な制度（GMDSS）における遭難通信について述べたものである。無線通信規則（第32条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 遭難警報は、一般通信チャンネルにおいて 、若しくは地球から宇宙向けの衛星EPIRBのために留保された遭難及び安全のための専用の周波数のいずれかで衛星を経由して、又はデジタル選択呼出しのためにMF帯、HF帯及びVHF帯で指定された遭難及び安全のための周波数で送信する。
- ② 遭難警報又は遭難呼出し及びこれに続く遭難通報は、移動局又は移動地球局を有する船舶、航空機その他の移動体の責任者の命令によってのみ送信する。
- ③ MF帯、HF帯及びVHF帯の遭難及び安全のための周波数で送信された遭難警報又は遭難呼出しを受信したすべての局は、、それに続く遭難通信に備える。
- ④ 遭難警報又は遭難呼出しを受信した船舶局又は船舶地球局は、できる限り速やかに、 にその遭難警報の内容を通報する。

A	B	C
1 絶対的優先順位で	遭難通信に混信を与える ^{おそれ} のある いかなる送信も直ちに中止し	船舶の指揮者又は責任者
2 他の通信と区別することなく自動接続で	いかなる送信も中止し	船舶の指揮者又は責任者
3 他の通信と区別することなく自動接続で	遭難通信に混信を与える ^{おそれ} のある いかなる送信も直ちに中止し	船舶の指揮者又は責任者 及び救助調整本部
4 絶対的優先順位で	いかなる送信も中止し	船舶の指揮者又は責任者 及び救助調整本部

B-1 次の表の各欄の記述は、それぞれ電波の型式の記号表示と主搬送波の変調の型式、主搬送波を変調する信号の性質及び伝送情報の型式に分類して表す電波の型式を示すものである。電波法施行規則（第4条の2）の規定に照らし、電波の型式の記号表示と電波の型式の内容が適合するものを1、電波の型式の記号表示と電波の型式の内容が適合しないものを2として解答せよ。

区分 番号	電波の型式 の記号	電波の型式		
		主搬送波の変調の型式	主搬送波を変調する信号の性質	伝送情報の型式
ア	F1D	角度変調で周波数変調	デジタル信号である単一チャンネルのものであって、変調のための副搬送波を使用しないもの	ファクシミリ
イ	F2B	角度変調で周波数変調	デジタル信号である2以上のチャンネルのもの	電信（自動受信を目的とするもの）
ウ	G1B	角度変調で位相変調	デジタル信号である単一チャンネルのものであって、変調のための副搬送波を使用しないもの	電信（自動受信を目的とするもの）
エ	J3E	振幅変調で低減搬送波による単側波帯	アナログ信号である単一チャンネルのもの	電話（音響の放送を含む。）
オ	P0N	パルス変調で無変調パルス列	変調信号のないもの	無情報

B-2 次の記述は、海上移動業務等の無線局の無線設備の操作について述べたものである。電波法（第39条）及び電波法施行規則（第34条の2）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。

① 電波法第40条（無線従事者の資格）の定めるところにより無線設備の操作を行うことができる無線従事者（義務船舶局等（注）の無線設備であって総務省令で定めるものの操作については、。以下同じ。）以外の者は、無線局の無線設備の操作の監督を行う者（「主任無線従事者」という。）として選任された者であって により監督を受けなければ、無線局の無線設備の操作（簡易な操作であって総務省令で定めるものを除く。）を行ってはならない。ただし、 無線従事者を補充することができないとき、その他総務省令で定める場合は、この限りでない。

注 義務船舶局等とは、義務船舶局及び義務船舶局のある船舶に開設する総務省令で定める船舶地球局をいう。

② の操作その他総務省令で定める無線設備の操作は、①の本文の規定にかかわらず、電波法第40条の定めるところにより、無線従事者でなければ行ってはならない。

③ ②の総務省令で定める無線設備の操作は、次のとおりとする。

(1) 海岸局、船舶局、海岸地球局又は船舶地球局の無線設備の通信操作で に関するもの

(2) (1)に掲げるもののほか、電波法施行規則第34条の2（無線従事者でなければ行ってはならない無線設備の操作）に定めるもの

- | | | |
|-------------------------|-----------------------|--------------------|
| 1 船舶局無線従事者証明を受けている無線従事者 | 2 遭難通信責任者 | 3 総務大臣の承認を受けたもの |
| 4 総務大臣にその選任の届出がされたもの | 5 船舶又は航空機が航行中であるため | |
| 6 船舶の運航計画の変更のため | 7 モールス符号を送り、又は受ける無線電信 | |
| 8 無線電信 | 9 遭難通信又は緊急通信 | 10 遭難通信、緊急通信又は安全通信 |

B-3 次の記述は、海上移動業務の無線局の聴守義務について述べたものである。電波法（第65条）及び無線局運用規則（第42条から第43条の2まで）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

① デジタル選択呼出装置を施設している船舶局及び海岸局であって、F1B電波 、4,207.5kHz、6,312kHz、8,414.5kHz、12,577kHz若しくは16,804.5kHz又はF2B電波 の指定を受けているものは、常時、次の(1)から(4)までの周波数のうち、その無線局が指定を受けているもので、聴守をしなければならない。

(1) F1B電波

(2) F1B電波8,414.5kHz

(3) F1B電波4,207.5kHz、6,312kHz、12,577kHz及び16,804.5kHz（船舶局の場合にあつては、これらの電波のうち、時刻、季節、地理的位置等に応じ、適当な海岸局と通信を行うため適切な とする。）

(4) F2B電波

② 船舶局であって電波法第33条（義務船舶局の無線設備の機器）の規定により を備えるものは、F1B電波518kHzの聴守については、その周波数で海上安全情報を送信する無線局の通信圏の中にあるとき常時、F1B電波424kHzの聴守については、その周波数で海上安全情報を送信する無線局の通信圏として総務大臣が別に告示するものの中にあるとき常時、F1B電波424kHz又は518kHzで聴守をしなければならない。

③ 海岸局にあつては、F3E電波156.8MHzの指定を受けているものは、、その周波数で聴守をしなければならない。

- | | | | |
|-----------------|--------------|--------------|-------------|
| 1 2,187.5kHz | 2 2,174.5kHz | 3 156.525MHz | 4 156.65MHz |
| 5 一の周波数 | 6 二の周波数 | 7 ナブテックス受信機 | |
| 8 デジタル選択呼出専用受信機 | 9 その運用義務時間中 | 10 常時 | |

B-4 次の記述は、遭難通報等を受信した海岸局及び船舶局のとるべき措置について述べたものである。無線局運用規則（第81条の7）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。

- ① 海岸局及び船舶局は、遭難呼出しを受信したときは、 で聴守を行わなければならない。
- ② 海岸局は、遭難通報、衛星非常用位置指示無線標識の通報、捜索救助用レーダートランスポンダの通報、捜索救助用位置指示送信装置の通報又は航空機用救命無線機等の通報を受信したときは、遅滞なく、これを に通報しなければならない。
- ③ 船舶局は、遭難通報、衛星非常用位置指示無線標識の通報、捜索救助用レーダートランスポンダの通報、捜索救助用位置指示送信装置の通報又は航空機用救命無線機等の通報を受信したときは、直ちにこれを に通知しなければならない。
- ④ 海岸局は、①により聴守を行った場合であって、その聴守において、遭難通報を受信し、かつ、遭難している船舶又は航空機が が明らかであるときは、直ちにその遭難通報に対して応答しなければならない。
- ⑤ 船舶局は、遭難通報を受信した場合において、その船舶が救助を行うことができず、かつ、その遭難通報に対し他のいずれの無線局も応答しないときは、 しなければならない。

- | | | |
|--------------------|--------------------------------------|-----------------|
| 1 これを受信した周波数 | 2 無線局運用規則第70条の2に規定する遭難通信等に使用する電波の周波数 | |
| 3 海上保安庁その他の救助機関 | 4 遭難に係る船舶又は航空機を運行する者 | |
| 5 その船舶の責任者及び適当な海岸局 | 6 その船舶の責任者 | 7 自局の付近にあること |
| 8 重大かつ急迫した状態にあること | 9 遭難通報を送信 | 10 その遭難通報に対して応答 |

B-5 海上移動業務及び海上移動衛星業務の無線局の無線業務日誌に関する次の記述のうち、電波法施行規則（第40条）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合するものを1、この規定に定めるところに適合しないものを2として解答せよ。

- ア 使用を終わった無線業務日誌は、次の定期検査（電波法第73条第1項の検査をいう。）まで保存しなければならない。
- イ 無線業務日誌に記載する時刻は、国際航海に従事する船舶の船舶局又は船舶地球局においては、協定世界時とする。
- ウ 電波法又は電波法に基づく命令の規定に違反して運用した無線局を認めたときは、その事実を無線業務日誌に記載しなければならない。
- エ 国際航海に従事する船舶の船舶局又は船舶地球局の無線業務日誌には、通信のたびごとに次の事項を記載しなければならない。
 - (1) 通信の開始及び終了の時刻
 - (2) 相手局の識別信号
 - (3) 自局及び相手局の使用電波の型式及び周波数
 - (4) 使用した空中線電力
 - (5) 相手局から受けた通信の概要
- オ 無線業務日誌には、電波法第65条（聴守義務）の規定による聴守周波数を記載しなければならない。